

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 14 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和 7 年 5 月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和 7 年 4 月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところです。

今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 9 月 28 日保医発 0928 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知、令和 5 年 11 月 7 日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、令和 7 年 12 月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和 7 年 11 月 14 日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼

したところです。

新たに確保した予算は令和8年2月請求分までが対象となりますので、内容についてご了知の上、貴会会員に対し、未請求のレセプトがある場合は早急に請求を行うよう周知をお願いいたします。